

議案第48号

南但広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について

南但広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、別紙のとおり関係市と協議の上定めることについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

地方自治法第289条の規定により、南但広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、関係市と協議するものです。

南但広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議書

南但広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、下記のとおり協議する。

記

- 1 兵庫県農業共済組合へ帰属させる財産
 - (1) 有形固定資産 令和2年3月31日現在高
 - (2) 農業共済管理の物品等 令和2年3月31日現在高

令和元年 月 日

養父市長 広 瀬 栄

朝来市長 多 次 勝 昭

議案第48号資料

兵庫県農業共済組合へ帰属させる財産について

区 分	内 訳
有形固定資産	車両運搬具 3 台 〈内訳〉 普通乗用車 1 台、軽自動車 2 台
農業共済管理の物品等	書類等保管庫・整理庫
	事務机・椅子
	パーソナルコンピューター
	プリンター
	その他事務用品類等一式等